



**沖縄県最低賃金は平成 29 年 10 月 1 日から
「737 円」に改正されます！**

沖縄県最低賃金 発効日 平成 29 年 10 月 1 日	現行 714 円		改正後 737 円
---	--------------------	---	---------------------

☆ 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）

☆ 特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

- ①糖類製造業（726円）、②新聞業（795円）、③各種商品小売業（723円）、
- ④自動車（新車）小売業（732円）

※ ①、③、④については、10月1日以降、特定（産業別）最低賃金が改正されるまでの間、上記沖縄県最低賃金（737円）が適用されることとなります。

《最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業》

- ・ さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県最低賃金総合相談支援センター」（電話 0120-420-780）を設置しています。
- ・ 職場の業務効率化（改善）に要する費用の補助事業「業務改善助成金」制度があります。（沖縄労働局雇用環境・均等室 電話 098-868-4403）

お問合せ：沖縄労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省 沖縄労働局